

矢 掛 町 農 業 委 員 会 議 事 録

1. 開催日時

令和2年11月10日（火）午前9時30分～午前10時00分

2. 開催場所

矢掛町役場 3階 大会議室

3. 出席委員 16名

農業委員 9名			農地利用最適化推進委員 7名		
1番	岸野 敏夫	出	矢掛地区推進委員	阿部 泰博	出
2番	石井 博	出	美川地区推進委員	守屋 弘旨	出
3番	妹尾 吉高	出	三谷地区推進委員	田邊 穂積	出
4番	竹内 義男	出	山田地区推進委員	門野 竹志	出
5番	三好 伸夫	出	川面地区推進委員	池田 信夫	出
6番	坪井 幹子	出	中川地区推進委員	奥村 明美	出
7番	山部 智裕	出	小田地区推進委員	妹尾 行恭	出
8番	池田 喬	出			
9番	高月 周次郎	出			

4. 議案日程

- (1) 議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- (2) 議案第28号 農用地利用集積計画書（No. 149）（案）の決定に対する意見について（賃貸借権・使用貸借権設定に関するもの）
- (3) 議案第29号 農用地利用集積計画書（No. 150）（案）の決定に対する意見について（農地中間管理権の設定に関するもの）

5. 議案の内容 別紙のとおり

議 長	それでは、ただ今から令和2年度第9回農業委員会総会を開催します。 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、会場の換気を行い、会場出入り口には消毒液を設置しています。皆様にはマスクの着用をお願いしております。 なお、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、円滑な議事進行にご協力をお願いします。
議 長	本日は、委員全員が出席です。 休会中の会長としての主な行事への出席につきまして報告します。 10月7日に、矢掛町農業ビジョン策定検討会議（役場）に出席しました。 以上で、休会中の会長事務の報告を終わります。 本日の署名委員は、矢掛町農業委員会会議規則第13条により、7番 山部委員と、8番 池田委員を指名します。 それでは、議事に入ります。 本日の議事につきましては、議案第27号から議案第29号の3議案です。
議 長	議案第27号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、4件議題とします。 事務局から説明します。
事 務 局	（議案朗読説明） 以上4件について、総会次第の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
議 長	事務局の説明が終わりました。 事案番号23番につきましては、守屋委員の自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで守屋委員の退席をお願いします。 （午前9時35分 守屋委員 退席）
議 長	事案番号23番につきまして、地元農業委員の意見ををお願いします。
5 番 委 員	譲受人と譲渡人の間で合意しており、譲受人が適切に管理できると思いますので、

	問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>23</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>23</u> 番につきましては、許可と決定します。
	(午前9時37分 守屋委員 着席)
議 長	事案番号 <u>24</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
7 番委員	譲受人と譲渡人で合意しており、譲受人が適切に管理できるものと思われます。特に問題はありません。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>24</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>24</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>25</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲渡人は居宅が遠方にあり、今後も帰る予定はありません。10年くらい前から譲受人が耕作されていた土地で、今後も耕作するということです。問題はないと思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>25</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)

議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>25</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	事案番号 <u>26</u> 番につきまして、地元農業委員の意見をお願いします。
2 番委員	譲渡人と譲受人は本家と分家の関係になります。この2，3年は保全の状態で、この度譲渡したいということです。譲受人は現在水稻を作られているので、問題なく耕作されると思います。
議 長	地元農業委員から意見がありました。事案番号 <u>26</u> 番につきまして、他に意見はありませんか。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、事案番号 <u>26</u> 番につきましては、許可と決定します。
議 長	議案第 <u>28</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 149) (案) の決定に対する意見について、賃貸借権・使用貸借権に関するものを <u>75</u> 件議題といたします。事務局から説明します。
事 務 局	(集積計画の概要説明)
議 長	それでは個別の案件について、矢掛地区から確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	矢掛地区について確認報告します。 矢掛地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
美川地区 推進委員	美川地区について確認報告します。 美川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
三谷地区 推進委員	三谷地区について確認報告します。 三谷地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。

山田地区 推進委員	山田地区について確認報告します。 山田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
川面地区 推進委員	川面地区について確認報告します。 川面地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
中川地区 推進委員	中川地区について確認報告します。 中川地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
小田地区 推進委員	小田地区について確認報告します。 小田地区で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
事 務 局	町外について確認報告します。 町外で申請のあった全案件について確認を行いました。 特に問題はありません。
議 長	矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 9 ）（案）の確認報告が終わりました。 議案第 2 8 号 矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 4 9 ）（案）の決定に対する意見について、「異議なし」と決定してよろしいか。
各 委 員	（異議なし）
議 長	異議がございませんので、「異議なし」と決定いたします。
議 長	議案第 <u>2 9</u> 号 矢掛町農用地利用集積計画書（N o . 1 5 0 ）（案）の決定に対する意見（農地中間管理権の設定に関するもの）について、事務局から説明します。
事 務 局	議案第 2 9 号については、公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて農地の貸借を行う案件であります。公益財団法人 岡山県農林漁業担い手育成財団が所有者から借り受ける農地を選定し、その内容で市町村長が決定するもので、計画に対し農業委員会の意見を提出することとなっているものです。 （計画の内容について説明）

議 長	事務局からの説明がありましたが、意見等をお願いします。
各 委 員	(異議なし)
議 長	異議がありませんので、議案第 29 号 矢掛町農用地利用集積計画書 (No. 150) (案) の決定に対する意見 (農地中間管理権の設定に関するもの) について、計画書どおり決定します。
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	(1) 農地法施行規則該当転用届について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
矢掛地区 推進委員	事案番号 1 番について、確認しました。問題はありません。
三谷地区 推進委員	事案番号 2 番について、確認しました。問題はありません。
川面地区 推進委員	事案番号 3 番について、確認しました。問題はありません。
議 長	(2) 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について 地元推進委員の確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	確認しました。借受人の死亡に伴う解約です。問題はありません。
議 長	(3) 農地転用の完了報告書について 地元農業委員の確認報告をお願いします。
4 番委員	確認しました。申請通り住宅が完成していました。
8 番委員	確認しました。申請通りマンションが完成していました。

議 長	以上で、今月の議案についての審議は終了しました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了します。
-----	---